

# 会津若松市防災会議条例

昭和 37 年 12 月 24 日  
会津若松市条例第 43 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、会津若松市防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び所掌事務を定めることを目的とする。

(会長及び委員)

第 2 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員の定数は 60 人以内とし、次の各号に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうち市長が任命する者
  - (2) 県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
  - (3) 県警察の警察官のうちから市長が任命する者
  - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (5) 教育長
  - (6) 会津若松地方広域市町村圏整備組合消防長及び市消防団長
  - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
  - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
  - (9) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認めた者
- 6 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠委員の任期はその前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は再任されることができる。

(専門委員)

第 3 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者うちから市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(所掌事務)

第 4 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 会津若松市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の区域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(議事等)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。